

平成 29 年 第 2 回定例会

愛知中部水道企業団議会会議録

平成 29 年 7 月 26 日

愛知中部水道企業団議会

平成 2 9 年第 2 回愛知中部水道企業団議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
一般質問一覧表	3
議案質疑一覧表	8

第 1 号 (7月26日)

議事日程	11
出席議員	11
欠席議員	11
説明のために出席した者の職氏名	11
職務のために出席した職員の職氏名	12
開会の宣告	13
諸般の報告	13
開議の宣告	13
議事日程の報告	13
企業長あいさつ	13
議会運営委員会委員長の報告	14
会議録署名議員の指名	15
会期の決定	15
一般質問	16
議員派遣について	31
議案第 6 号の上程、説明、報告、質疑、討論、採決	31
企業長あいさつ	45
閉会の宣告	45
署名議員	47

愛知中部水道企業団告示第12号

平成29年第2回愛知中部水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年7月7日

愛知中部水道企業団

企業長 小 浮 正 典

1 期 日 平成29年7月26日

2 場 所 愛知中部水道企業団3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（14名）

1 番	富	永	秀	一	議員	2 番	後	藤		学	議員
3 番	一	色	美	智 子	議員	5 番	青	山	耕	三	議員
6 番	島	村	き	よ み	議員	7 番	水	谷	正	邦	議員
8 番	林		文	夫	議員	9 番	渡	邊	郁	夫	議員
1 0 番	さ	と う	ゆ	み	議員	1 1 番	佐	野	尚	人	議員
1 2 番	林		み	す ず	議員	1 3 番	加	藤	宏	明	議員
1 4 番	若	松	孝	行	議員	1 5 番	箕	浦	克	巳	議員

不応招議員（1名）

4 番 永 野 雅 則 議員

平成 29 年第 2 回愛知中部水道企業団議会定例会一般質問一覧表

番号	氏 名	一 般 質 問 内 容
1	島村 きよみ	愛知中部水道企業団事業に関わる工事・委託等の契約事務について 《質問要旨》 1) 平成 28 年度の入札について ・工事費の最低制限価格は、予定価格の算定根拠である直接工事費の 80%、共通仮設費の 70%、現場管理費の 70%、一般管理費の 30%の合計額に消費税分をかけたものという説明がされている。予定価格は基本単価に基づいて積算されているため、最低制限価格に近い落札は、あまり望ましくないと考える。また愛知県は公共サービスの品質の確保、作業に従事する労働者の労働環境の整備等を目的として、「公契約条例」を定めた。企業団においてもこの観点は重要と考える。以下おたずねする。 ① 平成 28 年 9 月 14 日開札、および 9 月 28 日開札の工事案件で最低制限価格に近い落札が 3 件あった。すでに工事は完了しているが、工事の品質および賃金、社会保険等、労務環境の状況のチェックはどのようになされたのか。 ② 落札金額と事業報告書の額が異なっているのはなぜか。 2) 水道料金調定システム等再構築業務委託契約について ・受託事業者との契約解除について郵送で説明文書を受け取ったが、市民生活に重要な水道料金システムが停止したかもしれないという案件で、原因究明と今後の対策は欠かせない。そこで質問する。 ① 今回の事態となった原因についてどのように分析しているのか。 ② 当面は現行事業者である JSOL が業務を継続するとい

番号	氏 名	一 般 質 問 内 容
1	島村 きよみ	うことだが、水道料金調定システムを再構築するという事業目的は果たされない。今後は再度事業者選定をおこなっていくのか。
2	富永 秀一	1 環境省の調査でポテンシャルが高いことが分かった小水力発電に取り組むお考えは 《質問要旨》 地球温暖化、そして気候変動の影響が見られ始め、今後の深刻化が懸念されています。 可能な限り未利用エネルギーを有効活用して、化石燃料の使用量を減らすことは、温室効果ガスの発生量を抑える効果があります。 平成27年度に環境省が、全国1888の水道事業者などを対象に、水道施設における小水力発電の導入候補地の選定や導入規模などを調べる“ポテンシャル調査”を実施し、さらに昨年度、出力20kW以上の有効な発電電力が得られると判断されたところに対して、追加調査を実施しました。 その結果、全国563カ所の導入候補地で発電した場合、出力はおよそ1万900kW、で、年間9万3000t近くのCO2が削減できる計算になるとのことです。 そして、当企業団には、その有望な導入候補地が4カ所も含まれています。横道配水場、御岳山高区配水場、東山配水場、米野木制御弁室です。もし4カ所共に導入した場合、出力は65.7kW、年間286tのCO2削減効果が見込めるとのことです。 さらに、全量売電した場合は、年間2000万円近い売電収入が得られるということですから、それ程長くない期間で導入費用は償還でき、経済的なメリットも生まれ、各自治体の負担金削減にも繋がると思われます。 この調査結果を受けて、当企業団としてはどうしていくお考えなのか、さらなる詳細な調査や、導入可能性の具体的な

番号	氏 名	一 般 質 問 内 容
2	富永 秀一	検討を進めていくお考えはあるのか伺います。 2 今回契約解除となった水道料金調定システム等再構築事業についての総括は 再度業者選定する際の考え方は 《質問要旨》 今回、水道料金調定システム等再構築事業で、選定された業者が、事業を遂行することが難しいと判断され、契約解除となりました。このような事態となったことについて、最も責任があるのは、もちろん、請け負っておきながら遂行できない企業ですが、プロポーザルにおいて、また40回にもわたる打合せにおいて、事業が遂行できないことを見抜けなかった企業団にも責任はあると考えられます。 そもそも、5社を指名しながら3社も辞退し、現在の業者と今回契約解除となった業者の二者択一となった、指名型プロポーザルという選定方法が良かったのかも含め、検証、反省が必要であろうと思われます。 まずは今回の事態に対する総括と、再発防止策について伺います。 その上で、今後のシステム選定、業者選定において、公募型のプロポーザルなど、より開かれた、選択肢が増えることが期待できる選定方法を検討するお考えはないか伺います。
3	後藤 学	1 水道料金システム等再構築業務委託契約の解除について 《質問要旨》 水道料金システムは、各家庭等における使用水量の検針データから料金を確定し、請求・収納までの一連の業務をシステム化したもので、水の浄化・供給とならんで企業団の基幹業務をなすものと思います。 平成18年の構築から10年を経過して機器の更新期が到来したため、機能面・費用面で最適なシステムの再構築を目指して指名型プロポーザル方式により業者選定をされたとの

番号	氏 名	一 般 質 問 内 容
3	後藤 学	ことですが、適切な対応であったと評価しております。 しかし残念なことに、1年の契約期間を経過しても業務の遂行が難しく、契約解除という異常事態に陥りました。 幸い、当面は現行業者との契約継続によりシステム停止という最悪の事態は回避され、構成市町の保守料の出費も当初計画の範囲内に収まるとのことで安堵いたしておりますが、同様の問題の再発を防止し、今後長期にわたって円滑な業務処理を行っていくために、以下の点について実情あるいはお考えを伺いたいと思います。 ① 5社指名、3社辞退という結果ですが、そういう事態を想定した対策はしなかったのですか？（参加確認・追加指名等） ② 選定された業者の実績からこの業務に耐えられることを確認しましたか？ ③ 当面、現行業者で契約継続するとして、その後の方針はどのように考えていますか？ 2 職員の服務規律について 《質問要旨》 昨年の3月、9月、10月の3回にわたり、当時の企業長、副企業長のもとへ内部精通者と思われる人から職員の服務規律にかかわる情報が寄せられました。その内容は、幹部・管理職による契約や職員採用等に関する非違行為をうかがわせるものや、ハラスメント行為などについてでした。 企業団としては「懲戒審査委員会」を立ち上げ、事実関係と対応を検討し、12月27日付けで企業長名によりその結果を職員に周知しています。調査の結果おおむね問題はなかったとしつつ、ハラスメント行為については事実を確認し、該当者を訓告処分したと記されています。 ところがその3か月後、投書の主と思われる方から私どもの前任者の議員に手紙が届きました。議会は閉会中で任期も

番号	氏 名	一 般 質 問 内 容
3	後藤 学	終了間際であったため私に託されたわけですが、その手紙によれば、状況に大きな変化はないとのこと。 以上の経過をふまえ、企業団の職場環境の向上を期待して、以下の点について所見を求めます。 ① 内部精通者による契約及び職員採用に関する指摘内容は何ですか？また、その調査結果、事後処理はどうなっていますか？ ② 職場におけるハラスメントの現状とその実態把握についてどう考えていますか？ ③ 職員への啓発はどのように行っていきますか？

平成 2 9 年 第 2 回 愛 知 中 部 水 道 企 業 団 議 会 定 例 会 議 案 質 疑 一 覧 表

番 号	氏 名	議 案 質 疑 内 容
1	林 みすず	議案第 6 号 平成 2 8 年度愛知中部水道企業団会計利益処分及び決算の認定について 《質問事項》 1. 賃借対照表について 2. 供給単価と給水原価について 《質問要旨》 1 P 1 1 賃借対照表 固定資産 建設仮勘定年度末現在高 4 0 0, 4 5 0, 0 0 0 円 平成 2 9 年度に固定資産へ振替える予定額はいくらか。 経理上の数値と工事部門の出来高の数値の検証はどのように行っているか。 電話加入権 1, 4 5 3, 0 0 2 円 一年以上にわたり遊休状態にある回線はないか 近年は簿価と時価の差額を減損する時価会計を行う例も多いと聞くが、時価会計を行っているか。 2 供給単価が給水単価を上回り利益増となっているが、その要因は何か。 その利益を市町民へ還元する検討は行っているか。
2	後藤 学	議案第 6 号 平成 2 8 年度愛知中部水道企業団会計利益処分及び決算の認定について 《質問事項》 下記のとおり 《質問要旨》 1. 工事について、指名・一般競争入札の金額区分、それぞれの件数、総金額、落札率はどのようになっていますか？（決算書 P. 1 9 ～・2 5 ～）

番号	氏 名	議 案 質 疑 内 容
2	後藤 学	2. 県営水道の受水費22億8,670万円について、県からの購入単価はどのようにして決まりますか？ 売り手優位になりがちと思いますが、単価についての交渉はどのようにしていますか？（説明書P. 4. 6） 3. 総配水量と有収水量に約200万m³の差がありますが、主な理由は漏水かと思われますが何ですか？また、対策は講じていますか？（業務状況報告書P. 1） 4. 配水設備改良事業に約25億円を投じていますが、耐震化7億4千万円・老朽管更新6億5千万円の内容をもう少し詳しくご説明ください。また、病院・学校等までの耐震化の進捗状況、見通しは怎么样了になっていますか？（業務報告書P. 1 説明書P. 7） 5. 損益計算書に職員給与費5億6千万円が計上されていますが、資本的収支も含めた人件費総額はどこに示されていますか？ラスパイレス指数は算出されていないと聞きましたが、構成市町との給与水準比較はどのようにしていますか？

第 2 回 定 例 会

(第 1 号)

平成29年第2回愛知中部水道企業団議会定例会

議 事 日 程

平成29年7月26日午後2時00分開会

日程第1 企業長あいさつ

日程第2 議会運営委員会委員長の報告

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の決定

日程第5 一般質問

日程第6 議員派遣について

日程第7 議案第6号 平成28年度愛知中部水道企業団会計利益処分及び決算の認定について

出席議員（14名）

1番	富 永 秀 一 議員	2番	後 藤 学 議員
3番	一 色 美智子 議員	5番	青 山 耕 三 議員
6番	島 村 きよみ 議員	7番	水 谷 正 邦 議員
8番	林 文 夫 議員	9番	渡 邊 郁 夫 議員
10番	さとう ゆ み 議員	11番	佐 野 尚 人 議員
12番	林 みすず 議員	13番	加 藤 宏 明 議員
14番	若 松 孝 行 議員	15番	箕 浦 克 巳 議員

欠席議員（1名）

4番 永 野 雅 則 議員

説明のために出席した者の職氏名

企 業 長	小 浮 正 典 君	副 企 業 長	萩 野 幸 三 君
副 企 業 長	小野田 賢 治 君	副 企 業 長	吉 田 一 平 君
副 企 業 長	川 瀬 雅 喜 君	代表監査委員	都 築 良 直 君
局 長	野々山 寛 君	総 務 部 長	小 島 千 明 君
営 業 部 長	高 津 桂 一 君	工 務 部 長	相 羽 毅 君

総務課長	山田紀夫君	経営企画課長	小野田恵子君
建設課長	谷澤英一君	営業課長	近藤隆徳君

職務のために出席した職員の職氏名

議会事務局局長	水野雅也君	議会事務局書記	後藤章仁君
経営企画課長	上村知由君	豊明市下水道課長	花木喜久治君
日進市下水道課長	伊東敏樹君	みよし市下水道課長	小嶋誠君
長久手市長	古橋剛君	東郷町下水道課主査	水野雅功君

◎開会の宣告

○議長（佐野尚人議員） 平成29年第2回愛知中部水道企業団議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位並びに執行機関の皆様には、ご多忙の中、また、連日暑い日が続く中でございますが、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会に提出されます議案は、企業長提出議案といたしまして、平成28年度愛知中部水道企業団会計利益処分及び決算の認定についての1議案でございます。慎重なご審議をいただきますとともに、議会運営にご協力をお願い申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は14名で、議員定足数に達しております。よって、平成29年第2回愛知中部水道企業団議会定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

（午後 2時00分）

◎諸般の報告

○議長（佐野尚人議員） 日程に先立ち、この際、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員から、平成28年度2月分から平成29年度5月分までの例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておきました。

続きまして、地方自治法第121条の規定により、本定例会に議案説明のため、企業長以下説明者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

◎開議の宣告

○議長（佐野尚人議員） それでは、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐野尚人議員） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、その日程表に従って進めます。

本日の日程に入ります。

◎企業長あいさつ

○議長（佐野尚人議員） 日程第１、企業長よりご挨拶をお願いをいたします。

小浮正典企業長。

○企業長（小浮正典君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに、平成２９年第２回愛知中部水道企業団議会定例会を招集しましたところ、議員各位には、何かとご多用の中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

昨今、国内で災害が多く発生しています。

去る６月２５日には、長野県南部を震源とする地震が発生し、私たちが交流を結んでいる木曽川上流域の木曽町と王滝村では最大震度５強の揺れを観測し、一部家屋が損壊して負傷された方がおられたとの報道がありました。

また、７月５日に九州北部地方を襲った豪雨では、福岡県と大分県において多くの方々が被災し、とうとい命が失われております。福岡県では、７月２５日、昨日現在、１，４７３戸の断水が続くなど、不便な生活を強いられていると、日本水道協会を通じて報告も受けております。

亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

さて、水道事業を取り巻く環境は、耐震化や老朽施設の更新需要の増大と全国的な人口減少社会を目前に控え、水道事業の経営基盤の強化が課題であることは言うまでもなく、技術の継承、経営改善など、克服しなければならないさまざまな課題が顕在化しております。

このような状況の中、本企業団では、順調な人口増と大型商業施設の開店などにより、平成２８年度決算においては主要財源である水道料金収入は増加し、費用全般で低く抑えられたという業務状況により、約１１億２，４３０万円の純利益を計上することができました。

引き続き、総合計画であります第２次アクアシンフォニー計画に基づく各種事業を着実に進めてまいりたいと考えています。

本定例会でご審議いただく案件は、平成２８年度愛知中部水道企業団会計利益処分及び決算の認定について、１件でございます。慎重なる審議をいただきまして、原案どおりお認めいただきますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶といたします。

○議長（佐野尚人議員） どうもありがとうございました。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（佐野尚人議員） 続きまして、日程第２、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

本日、委員長より欠席届が提出されておりますので、15番、箕浦克巳議会運営委員会副委員長、議会運営委員会の報告をよろしくお願いをいたします。

○議会運営委員会副委員長（箕浦克巳議員） 議長よりご指名がございましたので、議会運営委員会の協議結果につきまして、ご報告を申し上げます。

本定例会の運営につきましては、7月7日午後1時30分及び本日午後1時30分より委員会を開催いたしました。

7月7日の協議結果につきましては、既に文書でお知らせしてございますので、主なもののみご報告申し上げます。

本定例会の会期につきましては、本日1日といたしました。

付議されました議案は、企業長提出議案といたしまして、議案第6号 平成28年度愛知中部水道企業団会計利益処分及び決算の認定についての1件であり、提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うことといたしました。

本日の協議結果でございますが、一般質問につきましては3名、議案質疑につきましては2名の事前通告がございましたので、その取り扱いにつきまして確認をいたしました。

一般質問につきましては、発言時間は再質問を含め1人20分以内とし、質問回数は再質問を含め2回を超えることができないこととし、関連質問は認めないものといたしました。

また、議案質疑につきましては、発言時間は再質問を含め1議案1人15分以内とし、質問回数は同一議題については2回を超えることができないこととし、関連質問は認めないものといたしました。

議事進行に格別のご協力をお願いし、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（佐野尚人議員） ありがとうございます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐野尚人議員） 続きまして、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第84条の規定に基づき、5番、青山耕三議員及び13番、加藤宏明議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（佐野尚人議員） 続きまして、日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日 1 日といたしたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐野尚人議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日 1 日とすることに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（佐野尚人議員） 日程第 5、一般質問を行います。

一般質問について通告がありますので、通告順に発言を許します。

6 番、島村きよみ議員。

○6 番（島村きよみ議員） それでは、6 番、島村きよみ。

一般質問させていただきます。

今回は、テーマとして、愛知中部水道企業団事業にかかわる工事、委託等の契約事務について、大きく 2 項目をお尋ねします。

まず、1 点目ですが、平成 28 年度の入札についてです。

毎年、水道事業にかかわる工事を実施されているわけですが、各種工事案件については原則、入札実施の後、委託契約を結ぶという流れになっていると思います。

この工事費の最低制限価格は、予定価格の算定根拠である直接工事費の 80%、そして、共通仮設費の 70%、現場管理費の 70%、一般管理費の 30%の合計額に消費税分を掛けたものという説明がされています。

予定価格は基本単価に基づいて積算されているために、最低制限価格に近い落札というのはあまり望ましくないと考えます。また、愛知県は、公共サービスの品質の確保、作業に従事する労働者の労働環境の整備等を目的として、公契約条例を定めました。企業団においてもこの観点は重要と考えますので、以下、お尋ねします。

1 点目です。平成 28 年 9 月 14 日開札及び 9 月 28 日開札の工事案件で、最低制限価格に近い落札が 3 件ありました。これは企業団のホームページに掲載されています。1 つ目が沓掛配水場内外面塗装補修工事、予定価格は 7,999 万円、最低制限価格が 5,741 万 7,000 円に対して、落札額は 5,743 万円。次に、御岳山高区折戸線配水管布設工事その 9、これが、予定価格 4,816 万円、最低制限価格は 3,424 万 6,000 円に対して、落札額は 3,465 万円。3 つ目、計装監視設備更新工事その 2、予定価格が 2,500 万円、最低

制限価格は1,916万4,000円に対し、落札額は1,916万9,000円となっていました。ほかの入札案件については、予定価格と最低制限価格の中間どこかで落札されており、この3件についてが最低制限価格ぎりぎりといえますか、少し上での落札となっています。

工事は既に完了しているわけですが、工事の品質及び従事する人たちの賃金、社会保険等、労務環境の状況が適正かどうか心配されます。チェックはどのようになされたのでしょうか。

2点目です。ホームページに記載されている落札金額と私たちがいただきました決算の事業報告書の額が異なっているのはなぜでしょうか。

では、2項目め、次に、水道料金調定システム等再構築業務委託契約が解除された件につきましてお尋ねいたします。

受託事業者との契約解除について、私たちは郵送で説明文書を受け取りました。この業務は、メーター検針、料金確定、請求、料金収納という一連の業務をシステム化している水道料金システムを再構築する業務で、市民生活に非常に重要な水道料金システム業務です。これが停止したかもしれないという案件ですから、原因究明と今後の対策は欠かせないと考えます。

そこで質問いたします。

まず、今回の事態となった原因についてどのように分析をされておられるでしょうか。

2点目ですが、当面は現行事業者であるJSOLが業務を継続するとお聞きしましたが、水道料金調定システムを再構築するという事業目的、つまり、適正費用になることや、運用・保守事務の簡素化、効率化といった目的は果たされないままということになります。今後は再度事業者選定を行っていく予定なのかどうか、この点についてもお答えください。

以上です。

○議長（佐野尚人議員） 島村議員の質問に対する答弁者、相羽工務部長。

○工務部長（相羽 毅君） 工務部長の相羽でございます。よろしくお願いをいたします。

私から、1項目めの平成28年度の入札についての1点目についてお答えをさせていただきます。

1点目の最低制限価格に近い工事の品質及び賃金、社会保障等、労務環境の状況のチェックはどのようになされたかについてでございます。

ご指摘のありました3件の工事につきましては、事後審査型一般競争入札にて入札を実施しました。開札後、落札業者を決定するに当たり、落札候補者の工事の実績、技術力等につ

きまして書類審査を行った上で、契約を締結いたしております。

契約後のチェックにつきましては、工事着手前に、施工管理、労務管理に関する書類の確認、また、企業団監督職員が現場立ち会いをして設計仕様どおりの品質を確認することにより、工事が適切に行われたことを確認しております。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） 小島総務部長。

○総務部長（小島千明君） 総務部長の小島です。よろしくお願いいたします。

私のほうから、1項目めの2点目の落札金額と事業報告書の額の相違についてお答えをさせていただきます。

本企業団ホームページの入札結果に記載しております落札金額は消費税を抜いた額でございまして、決算書の事業報告書の請負金額の欄の金額でございますが、こちらは落札金額に消費税を加算したもの、その後、変更契約などの増減を反映したものでございます。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） 高津営業部長。

○営業部長（高津桂一君） 営業部長の高津でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは、2項目めの水道料金調定システム等再構築業務委託契約についての1点目、2点目をお答えさせていただきます。

まず、1点目の今回の事態となった原因についてどのように分析しているかについてでございますが、今回の事態については、現行システムから新システムへ移行したデータの整合性がとれなかったことが原因であります。整合性がとれない場合、業務の正確性、信頼性が確保できず、請求誤り等お客様への多大な迷惑をかけることになるため、契約を解除しました。

次に、2点目の今後は再度事業者選定を行っていくのかについてでございますが、平成30年6月までは現行業者と継続契約となっております。今後は、再度事業者選定を行うのではなく、現行業者との間で機能面、費用面を考慮したシステムの再構築を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） 島村議員。

○6番（島村きよみ議員） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、入札についてですが、まず、落札額と決算書、事業報告書の差についてなんですけど、消費税についてはわかります。掛けてみればわかるんですが、この3件の事業について、

設計価格の参考見積もりとしてそれぞれ何社から見積もりをとったのか。そこには入札参加業者が含まれているのか。ごめんなさい。消費税については後で、決算書の差については後ほどお尋ねします。

1点目は、設計価格の参考見積もりとして、それぞれ何社から見積もりをとっていらっしやったのか、そして、入札参加業者は含まれているのかという点についてお答えください。

2点目として、提出された労務関係書類があるというふうな、今、ご答弁でしたけれども、その内容は具体的にどういうものだったのでしょうか。

3点目ですが、これが落札額と決算書、事業報告書の差についてなんですが、消費税についてはわかりますが、落札してからの契約変更、上乗せ額があまりに大きいということは問題だと考えます。3件のうち、特に沓掛配水場内外面塗装補修工事に関しては、落札額と事業報告書に記載されている額が1,000万円近くあり、大変大きいと感じます。

契約変更額は通常何%まで可能なのでしょうか。今回の3件についての契約変更の額と変更内容について、理由、それから適切だったかどうかも含めて具体的にお答えください。上乗せ分のほうですね、契約変更の。

そして、4点目です。入札に関しては、各自治体の入札結果の公表の仕方は通常、参加業者と入札額までわかるようになっていきます、一覧になって。しかし、企業団としては、それが結果、落札業者のみが記載されていて、一体どれぐらいの事業者が入札に参加したかどうかも、辞退がどれぐらいあったかもわからないんですね。なので、企業団として情報公開度を高めるためにも、各入札について詳しい結果をホームページに公表してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

2点目です。水道料金調定システム等の再構築業務委託契約についての再質問です。

ご答弁から、事業者はプロポーザルで決定されたわけで、当然、現行システムからの移行によるデータ整合性、これについては対策とか提案が当然あったと考えますが、しかし、それはあったんだけどこういう事態になったということで、決定をされた判断と実際が違っていったということなのか、その点、具体的に説明をお願いいたします。

もう一点だけ。次年度、7月以降、再度事業者選定を行わないというご答弁がありましたが、それは現行事業者と随意契約しか選択肢がないということなののでしょうか。それによって、機能面、費用面で懸念されることがあったらお示してください。

以上です。

○議長（佐野尚人議員） 島村議員の再質問に対する答弁者、相羽工務部長。

○工務部長（相羽 毅君） 工務部長の相羽でございます。

1 項目めで再質問のありました、4 点あったかと思いますが、その点の 1 から 3 点目につきまして私のほうからお答えさせていただきます。

まず、1 点目の 3 件の事業について、設計価格の参考見積もりとしてそれぞれ何社から見積もりをとったのか、そこには入札参加業者は含まれているのかについてでございます。

最低制限価格に近い工事の 3 件のうち、2 件は企業団内部で積算をしました。その積算に用いました設計単価につきましては、国、愛知県等、公的な機関による資材単価や労務単価を採用しております。また、残りの 1 件につきましては、見積徴収設計による計装監視設備工事でございます、この工事は 5 社から見積もりを徴収し、積算しております。

そして、事後審査型一般競争入札で実施したところ、見積徴収した業者は全て入札参加をしております。

次に、2 点目の提出された労務関係書類の内容は具体的にどのようなものがあるかについてでございます。

労務関係の書類の具体的なものといたしまして、工事施工計画書、工事下請負届、施工体制台帳、建設業退職金共済制度による掛金収納書が提出され、その内容を審査し、適切であることを確認しております。

続きまして、3 点目でございますが、契約変更額は通常何%まで可能なのか、今回の 3 件について、契約変更の額と変更内容について具体的にということでございます。

愛知県建設部設計変更事務取扱要領では、設計変更による増加額が当初契約金額の 30%以内と定められております。本企业団では、当初契約金額の 30%以内ということに留意して契約変更しております。

次に、契約変更の額とその内容についてでございます。

全て税込み金額となりますが、まず、1 つ目の沓掛配水場内外面塗装補修工事 H28 は、当初 6,202 万 4,400 円で契約し、変更により 557 万 2,800 円の増額となりました。

変更の主な内容は、場内架空線撤去復旧の追加、避雷針設備の移設、配管資材の追加、既設塗装汚泥処理の追加、防水補修方法及び数量の変更によるものでございます。

2 つ目の御岳山高区折戸線配水管布設工事その 9 H28 の工事は、当初 3,742 万 2,000 円で契約し、変更により 41 万 400 円の増額となりました。

変更の主な内容は、設計図書と工事現場不一致による管布設位置の変更及び交通誘導員の増員、残置不要構造物の撤去、道路舗装本復旧範囲の増施工によるものでございます。

3つ目の計装監視設備更新工事その2H28は、当初2,070万2,520円で契約し、変更により119万9,880円の増額となりました。

変更の主な内容は、計装用無停電電源装置の追加によるものでございます。

これらにつきましては、いずれも適切であったというふうに判断をいたしております。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） 小島総務部長。

○総務部長（小島千明君） 総務部長の小島です。

1項目めの再質問、4点目についてお答えさせていただきたいと思います。

本企業団の入札は、あいち電子調達共同システムを利用して実施をしております。あいち電子調達共同システムのサイトをごらんいただきますと、今現在でもご確認いただくことができます。

他の自治体では、独自で編集しているところや、また、あいち電子調達共同システムへのリンクによりまして公表しているところもございますので、現行の当企業団ホームページの仕組みですとか、また、レイアウト等を踏まえまして、どのような仕組みが一番適切な仕組みなのかを勘案しながら研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） 高津営業部長。

○営業部長（高津桂一君） 営業部長の高津です。

再質問の2項目め、1点目から2点目についてお答えさせていただきます。

1点目のデータ整合性の対策等提案についてでございますが、開発業者からは、データ移行の手順、検証の方法等の説明とあわせ、これまでの豊富な導入実績に基づき、確実なデータ移行を実施するとの提案を受けておりました。

しかし、実際、開発業者側の意向に沿った現行業者からのデータの提供、業者間での直接の打ち合わせ、対策を行ったにもかかわらず、不整合データの解析をすることができませんでした。

このようなことから、開発体制、技術力、解析、経験等の問題が今回の原因であったと考えております。

次に、2点目の今後は再度事業者選定を行っていくかについてでございますが、平成30年6月までは現行業者と継続契約となっております。今後は、再度事業者選定を行うのではなく、現行業者との間で機能面、費用面を考慮したシステムの再構築を行ってまいります。

以上でございます。

〔「答弁漏れです。随意契約しか選択肢がないということですか」と呼ぶ者あり〕

○営業部長（高津桂一君）　そうですね。失礼しました。

随意契約、これに関しては、現行のシステムを継続して使用することから、当社、1社しかございませんので、随意契約となることとなります。

以上です。

〔「もう一点、機能面、費用面の懸念はどうか」と呼ぶ者あり〕

○営業部長（高津桂一君）　機能面に関しては、現行のシステムをそのまま継続していきますので、何ら機能面で優劣になることはございません。

費用面に関してですが、こちらに関しては当初の、昨年実施したあの金額を精査いたしまして、その金額以下でなることと考えております。

以上です。

○議長（佐野尚人議員）　これにて、6番、島村きよみ議員の一般質問を終わります。

続きまして、1番、富永秀一議員。

○1番（富永秀一議員）　議長より質問の機会をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、環境省の調査でポテンシャルが高いことがわかった小水力発電についてです。

今や3年で1センチのペースで海面が上昇し、北極、南極とも海氷の面積は縮小し、時間雨量が100ミリを超えるような豪雨の発生頻度も高まるなど、地球温暖化、そして気候変動の影響は既にあちこちに見られ始め、今後はさらに深刻化することが懸念されています。

可能な限りまだ利用されていない未利用エネルギーを有効活用して化石燃料の使用量を減らすことは、温室効果ガスの発生量を抑える効果があります。水道施設においても、落差があつたり水圧を下げる場所などで、まだ利用されていない未利用エネルギーがあります。

平成27年度に環境省が、全国1,888の水道事業者などを対象に、水道施設におけるそうした未利用エネルギーを利用した小水力発電の導入候補地の選定や導入規模などを調べるポテンシャル調査を実施し、さらに、昨年度、出力20キロワット以上の有効な発電電力が得られると判断されたところに対して追加調査を実施しました。その結果、全国563カ所の導入候補地で発電した場合、出力はおよそ1万900キロワットで、年間9万3,000トン近くのCO₂が削減できる計算になるとのことです。

そして、当企業団にはその有望な導入候補地が4カ所も含まれています。長久手市にある横道配水場、日進市にある御岳山高区配水場、みよし市にある東山配水場、そして、日進市にある米野木制御弁室です。もし4カ所ともに導入した場合、出力は65.7キロワット、年間286トンのCO₂削減効果が見込めるとのことです。

さらに、全量を売電した場合は年間2,000万円近い売電収入が得られるということですから、それほど長くない期間で導入費用は償還でき、経済的なメリットも生まれ、自治体というより水道利用者の負担減にもつながると思われます。

この調査結果を受けて、当企業団としてはどうしていくお考えなのか、さらなる詳細な調査や導入可能性の具体的な検討を進めていくお考えはあるのか伺います。

続いて、先ほど島村議員からも質問がありましたが、今回契約解除となった水道料金調定システム等再構築事業についての総括、そして、再度業者選定をする場合の考え方についてです。

今回、水道料金調定システム等再構築事業で、選定された業者が事業を遂行することが難しいと判断され、契約解除となりました。このような事態となったことについて最も責任があるのはもちろん請け負っておきながら遂行できない企業ですが、プロポーザルにおいて、また、40回にもわたる打ち合わせにおいて、事業が遂行できないことを見抜けなかった企業団にも責任はあると考えられます。

そもそも、5社を指名しながら3社も辞退し、現在の業者と今回契約解除となった業者の二者択一となった指名型プロポーザルという選定方法がよかったのかも含め、検証、反省が必要であろうと思われます。

まずは今回の事態に対する総括と再発防止策について伺います。島村議員の質問への答弁と重複する部分については簡略化してお答えいただいて結構です。

ただ、先ほどの答弁を受けて、少し追加で質問をさせていただきたいんですが、先ほど、再度業者を選定すると思っておりましたが、そうではなく、今の業者と30年7月以降、また契約をしていく方針であるということでした。先ほどの島村議員もおそらくそこが聞きたかったのではないかと思います。その場合、つまり30年7月以降、随意契約、その1社で選ぶということしかほんとうに選択肢はないのかということです。公平性を保つために、再度、あるいは1年延ばして31年からのにしても、入札を行うというお考えはないのかということです。

その上で、もし業者選定をするとした場合、今後のシステム選定、業者選定において、公

募型のプロポーザルなど、より開かれた、選択肢が増えることが期待できる選定方法を検討するお考えはないのか伺います。

○議長（佐野尚人議員） 富永議員の質問に対する答弁者、相羽工務部長。

○工務部長（相羽 毅君） 工務部長の相羽です。よろしくお願いいたします。

私から、1 項目めの小水力発電に取り組むお考えはについてお答えをさせていただきます。

ご質問のありました環境省が公表した小水力発電の導入候補地の選定や導入規模などを調べるポテンシャル調査の結果を受けて、本企業団としてはどのようにお考えなのか、さらなる詳細な調査や導入可能性の具体的な検討を進めていくお考えはあるのかについてでございますが、今回の調査結果は、平成27年度に、環境省、厚生労働省からアンケートという形で、全国の水道事業体を対象に試算という形で公表されたものでございます。

本企業団の小水力発電につきまして、平成20年度に、現在取り組んでおります第1次水道施設整備計画策定の際に、環境対策として検討を行いました。その結果、平成25年度から運用を開始いたしました東山配水場を除きまして、横道配水場以外は水運用の関係で設置がふさわしくないという結果であり、また、横道配水場につきましては小水力発電導入に伴います費用対効果が見込めなかったことにより、第1次水道施設整備計画では水道施設の耐震化や老朽施設の更新が急務であったこともあり、事業の緊急度や優先度などを勘案し、計画には盛り込まなかった経緯がございます。

今後におきましては、平成33年度からの次期水道施設整備計画策定の際に、今回公表されております調査結果も参考にしながら、引き続き研究をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） 高津営業部長。

○営業部長（高津桂一君） 営業部長の高津でございます。

2 項目めの今回の事態に対する総括と再発防止策についてでございますが、業者選定に当たっては、どこでもやれるという認識ではなく、業務遂行能力の面からも、本企業団と同規模団体での導入実績がある業者を指名いたしました。

その後、開発業者と契約し、40回以上の打ち合わせを行うとともに、事あるごとに進捗状況の確認を行い、本稼働を目指してまいりました。また、データ移行の重要性から、現行業者においても開発業者が必要とするデータの提供をしていただき、また、業者同士での直接の打ち合わせ実施等、協力をしてまいりましたが、結果的に整合性を図ることができませんでした。

今回の件を踏まえて、再発防止といたしましては、開発業者の慎重な選定、実現性の検証、余裕を持った開発期間の確保、進捗管理の徹底を行う必要があると考えております。

また、現行業者と随契しか選択肢がないということについてでございますが、新たな業者システム開発を行うことは、期間が短く、困難であるため、現行業者とシステムの再構築を行ってまいります。

契約に当たっては随意契約となりますが、機能面においても既存の機能をそのまま移行しますので機能低下することはなく、低リスク、短期間で移行できるというメリットもございます。費用面においても新たなシステム開発をする場合に比べ低費用で行うことができますが、費用の妥当性、それから透明性の確保のため、綿密な打ち合わせを実施いたしまして、内容の精査、検討、見直しを行った上、業者見積額を企業団設計単価に置きかえ、設計書を作成いたしまして、1社入札を実施、契約をしております。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） 富永議員。

○1番（富永秀一議員） まず、1問目についてですけれども、先ほど、平成20年に一度検討をされたということですが、これは、いわゆる固定価格買取制度が始まる前の段階での試算ということですので、採算性についてはあんまり参考にならないかなというふうに思います。

小水力発電については、水量が一定以上あれば、太陽光発電だとか風力発電と違って、天候による大きな出力変動がない、比較的安定的に継続して発電を続けることができる、いわゆるベースロード的な電源として活用することが可能です。ですので、出力は小さかったとしても、稼働率が高いということで、年間での発電量は多くなります。つまり、費用対効果は一般的に大きいものと言えます。

とはいえ、今回の環境省の調査結果では4カ所とも、分類でいうとグループCということで、それは調査の分類なんですけど、これは、流量、水位の資料がともに年平均の数値であるということで、具体的に導入を検討する場合には改めて詳細な調査が必要であるということになっております。

そういう意味でいいますと、事業性について詳細な調査をしてみる価値は十分にあると思いますが、先ほど平成33年に向けてというお話はありましたが、まず、調査は今回のもの踏まえてしっかり行うということでもいいのかどうかという確認。

それから、環境省はCO₂排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業としまして、これま

では設置が難しかった狭い場所でも導入ができるコントローラー一体型の発電機の開発を行っております。

これであれば、場所の制約もかなりなくなり、コストも抑えられるので、採算がとれる場所も増えると考えられます。そうしますと、今回の環境省の調査で挙げられた地点以外でも導入可能なところも出てくるかもしれません。ぜひ今回の4カ所以外にもよい場所がないのかという点も含めて検討をしていただければと思いますが、そういう可能性についてはいかがでしょうか。

そして、時期の問題です。現在、小水力発電の出力200キロワット未満ですと、売電価格は1キロワット時当たり34円プラス税で20年間の買い取りとなっております。しかし、この価格は、平成31年度までに設置した場合の価格です。

設置工事は大がかりではありませんし、決めてしまえば早いとは思いますが、今のような33年ということであると、売電価格は下がってしまう、あるいは期間が短くなってしまう可能性があります。事業性を判断する時期は早いほうがよいと思われそうですが、いつごろまでにという、今、33年という話がありましたが、それを前倒しするというお考えはありませんでしょうか。

2つ目の質問の再質問ですが、今回契約解除となった業者が採用していたようなクラウド型にしていくということ自体は、コスト削減効果が見込め、必要なことだと考えられますが、そのためには、これまで特殊な処理をして複雑なカスタマイズをしていた場合、それを標準的なやり方に変更していくような柔軟性が必要となります。そうしないと、せっかくのコストメリットが出にくかったり、場合によっては対応不可能という可能性もあります。

そのためには、各自治体の担当部署にも協力を仰いで、できるだけシンプルな標準的な方法にしていく、帳票類も名前だけ変えて形式は統一するといった工夫も必要になってきますが、今の業者を続けるにしても、今後選ぶにしても、そういった努力はされるお考えはありますでしょうか。

また、業者選定をする場合ですけれども、公募型プロポーザルのような、より開かれた、選択肢が増えることが期待できる選定方法にした上で、書類だけの審査ではなくて、各社のプレゼンを受けたり、導入した水道事業者に使い勝手などを聞いてみるといったこともするとよりよい業者を選べると思いますが、これは再度という形になりますが、今の1社に決めるのではなく、そういったことも慎重に選ぶという手順を踏んで、もう一年後ろ倒しをしてでもより開かれた公募にする考えはありませんでしょうか。

○議長（佐野尚人議員） 相羽工務部長。

○工務部長（相羽 毅君） 工務部長の相羽でございます。

1 項目めの再質問でいただきました小水力発電の導入につきまして、33年の計画策定まで待たずに前倒しして調査を行うかどうかについてでございます。この点につきましては、ただいま進めております第1次水道施設整備計画、その中で事業を進めておりますので、現時点では前倒しということは考えておりません。

また、国が技術革新をしたようなことでございますけれども、小水力発電の導入のメリットといたしまして、安定的、効率的な発電が可能であること、また、運転やメンテナンスが容易でなければなりません。しかし、従来の設備は、発電機1台の発電規模が小さく、発電コストが高いことや、施設の設置スペースが狭く、発電設備が大きいいため、導入可能な場所が限定されるという課題がございました。

そこで、先ほど申されたように、環境省が主導して、低コスト、効率的に発電する水車の開発、大幅なコンパクト化を実現しまして、富山県南砺市や福島県相馬市で実証実験を実施したとのことでございますので、本企業団では、これら先進事例ですとか他事業体の導入状況を参考に、情報収集と研究を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） 高津営業部長。

○営業部長（高津桂一君） 営業部長の高津です。

再質問1項目めのクラウド、コスト削減についてでございますが、現在、企業団では、オンプレミス型で庁舎内にサーバーを設置して行っております。今後、技術革新等々、将来的にはクラウド方式によるコスト削減効果も勘案しながら、各自治体を調査研究してまいりたいと考えております。

2点目の1社での、公募のプレゼンに関しては1年先送りしてでもという質問でございますが、30年の6月までが保守の最大の延長で、それまでに機器を更新して、なおかつ30年の7月から本稼働をしなければいけないと。この期間が、さきの再構築で示されるように、ないものですから、平成30年の7月からの本稼働に関しては現行の業者との契約となりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（佐野尚人議員） これにて、1番、富永秀一議員の一般質問を終わります。

続きまして、2番、後藤 学議員。

○2番（後藤 学議員） 2番、後藤 学です。

一般質問を始めさせていただきます。

通告1点目の水道料金システム等再構築業務委託契約の解除につきましては、今、島村議員、富永議員から質問がありまして、詳しい答弁もされておりますので、通告のうち、重複する部分は省いて、簡潔に質問させていただきたいと思います。

まず、1点目ですが、今回、5社指名で3社辞退という結果になってしまったわけですが、この経験を今後に生かすという意味でご質問をさせていただくわけですが、こういう事態を回避する対策を、例えば参加の確認をして指名をするとか、あるいは追加指名をするとか、そういったことはできなかったのでしょうか、お尋ねいたします。

それから、2点目、選定した業者の実績からこの業務にたえられるということを確認したかということなんですが、受注して業務が完了したほかの団体、そういった団体への照会とか視察とか、そういったことはされましたでしょうか。

それから、企業団になかなか対応できる技術者がいないというようなお話も、以前、ちょっとお聞きいたしましたけれども、例えばコンサルを介在させるとか、そういったことについては検討されましたでしょうか。

以上、3点お伺いいたします。

それから、2つ目の質問、職員の服務規律についてに移ります。

昨年3月、9月、10月の3回にわたって、当時の企業長、副企業長のもとへ、内部精通者と思われる人、これは職員かと思いますが、職員の服務規律にかかわる情報が寄せられたそうです。その内容は、幹部、管理職による契約、あるいは職員採用等に関する非違行為と言うとちょっと言葉はきついかもしれませんが、をうかがわせるようなものや、ハラスメント行為などについてでした。

企業団としては、懲戒審査委員会を立ち上げて事実関係と対応を検討し、12月27日付で企業長名により、その結果を文書で職員に周知しております。私もその文書を送っていたいて見ておりますが、それを見ますと、調査の結果はおおむね問題はなかったとしつつ、ハラスメント行為については事実を確認し、該当者を訓告処分したというふうに記されております。

その後、3カ月ほどしまして、この企業長等への投書の主と思われる方から私どもの前任者の議員に手紙が届きました。議会は閉会中で任期も終了間際であったため私に託されたわけですが、その手紙によりますと、その後、状況に大きな変化、改善はないということです。

そういった経過を踏まえまして、企業団の職場環境の向上を期待して、以下の点について所見を求めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目ですが、この内部精通者による契約及び職員採用に関する指摘の内容、これは何でしょうか、また、その調査結果、事後処理はどのようになっていますかということで、先ほどの企業長名の文書に概略が書いてありますが、改めてお伺いをいたします。

それから、2番目に、職場におけるハラスメントの現状とその実態把握についてどのように考えておられますかということですが、先ほども申しましたように、現在もあまり変わっていないというような手紙の内容でしたので、お伺いをいたします。

それから、3点目といたしまして、職員への啓発、どのように行われているか、あるいは今後行われていくか、そういったことについてお聞かせいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（佐野尚人議員） 後藤議員の質問に対する答弁者、高津営業部長。

○営業部長（高津桂一君） 営業部長の高津でございます。

私から、1項目めの1から2についてお答えさせていただきます。

まず、1項目め、1点目の5社指名、3社辞退の事態を想定した対策はしなかったのかについてでございますが、指名業者には参加の意思を確認しておりましたが、2社はプロポーザルそのものの参加辞退、そして、1社は参加意思表明後に企画提案書の提出及びプレゼンテーションへの参加を辞退されました。

なお、追加指名に関しては、2社が参加表明ということで、考えておりませんでした。

次に、2点目の選定された業者の実績からこの業務にたえられることを確認しましたか、なお、他団体の現地での照会、また、視察並びに技術者をコンサルにという件についてですが、まず、プロポーザルでの提案、それから他団体の導入実績等で、業務提案書及び機能要望に対する対応の可否を確認しております。

なお、各自治体への照会に関しては行っておりませんでした。

なお、視察も同時に行っておりません。

また、技術者に関しては、企業団ではSEというキャリアを採用しております。そのコンピューターに詳しいキャリアの指導をもとに、提案、機能要件等を整備いたしまして、今回の発注とさせていただきます。

以上です。

○議長（佐野尚人議員） 野々山局長。

○局長（野々山 寛君） 局長の野々山です。よろしくお願いいたします。

私からは、2項目めの職員の服務規律についてお答えをいたします。

まず、1点目の契約及び職員採用に関する指摘内容、その調査結果、事後処理についてでございますが、懲戒審査委員会におきまして、指摘内容に基づき、関係職員に対し聞き取り調査を実施しましたが、不正事実は認められませんでした。したがって、個人情報保護、プライバシー保護等の観点から、指摘内容等につきましては答弁を控えさせていただきたいと思っております。

2点目のハラスメントの現状とその実態把握についてどう考えているかでございますが、実態把握のために、職員に対し聞き取り調査を実施いたしました。その結果を踏まえた懲戒審査委員会での審査の結果、今後の改善を求めるものがありました。現在は改善されており、ハラスメントはないものと考えております。

3点目の職員への啓発はどのように行っていくかでございますが、現行の職場におけるセクシュアルハラスメントの防止に関する要綱をハラスメント全体に広げるよう見直しを図り、職員に周知するとともに、外部講師等によります職員研修を今年度中に実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） 後藤議員。

○2番（後藤 学議員） 1点目の水道料金システムの関係で、1つだけ聞かせてください。

現在の事業者は、ここで1年を経過した後も継続して行うということですが、先ほど聞き漏らしたかもしれませんけれども、複数業者の競争による契約ができないという理由をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

それから、随意契約にするということであれば、これは施行令の何号に該当するというところでそのような判断をしておられるかということもあわせてお願いをしたいと思います。

それから、2点目の職員の服務規律の関係ですが、聞き取りで不正はなかったということなんですけれども、今回の企業団の対応を見てみますと、親族の事業者との契約は今後はないという、そういうことを決定されたということが書いてあります。これはいい対応だと思っておりますが、もう一点、採用について、幹部職員の親族の方の、外郭団体とはいえ企業団とほぼ一体のところへの採用というのは、私はどうかなというふうに思います。今、李下に冠を正さずというような言葉がちょっとはやっておりますけれども、例えば、幹部あるいは管理職の中で自粛を申し合わせるとか、そういったことを検討する必要があるかというふう

にと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長（佐野尚人議員） 後藤議員の再質問に対する答弁者、高津営業部長。

○営業部長（高津桂一君） 議員の再質問、1項目めの1点目、現行、J SOLとの1社を継続していく、複数の業者がなぜできないかと、これに関しては、システム自体、J SOLの開発したものでございまして、それによるほかの業者では期間もございませんので移行ができないということから、1社の随契とさせていただきました。

また、随契に関しては、1社、入札に付することに適さないということで、随意契約とさせていただきます。

以上です。

○議長（佐野尚人議員） 野々山局長。

○局長（野々山 寛君） 2項目めの職員の服務規律についての再質問でございますが、今後の契約、採用についての対応についてということかと思えますけれども、契約及び職員採用につきましては公正公平に事務を行ってまいりましたけれども、住民の皆様から見て疑念を抱かれることのないよう、引き続き適切に対応してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐野尚人議員） これにて、2番、後藤 学議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

◎議員派遣について

○議長（佐野尚人議員） 日程第6、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣について、愛知中部水道企業団議会会議規則第85条の規定により、事前に配付いたしました資料のとおり実施したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐野尚人議員） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、配付資料のとおり実施することに決定いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、報告、質疑、討論、採決

○議長（佐野尚人議員） 続きまして、日程第7、議案第6号 平成28年度愛知中部水道企

業団会計利益処分及び決算の認定についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

野々山局長。

○局長（野々山 寛君） 局長の野々山です。よろしくお願いいたします。

議案第6号 平成28年度愛知中部水道企業団会計利益処分及び決算の認定についてご説明いたします。

お手元の平成28年度決算書をご確認いただきたいと思います。

1枚はねていただきまして、議案の本文を朗読させていただきます。平成28年度愛知中部水道企業団会計に生じた利益は、地方公営企業法第32条第2項の規定により処分し、平成28年度愛知中部水道企業団会計決算を同法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年7月26日提出。

2ページ、3ページをごらんいただきたいと思います。

平成28年度愛知中部水道企業団会計決算報告書でございます。

予算の執行状況で、消費税込みの額となっております。

初めに、（1）の収益的収入及び支出のうち、収入でございます。

第1款水道事業収益は、予算額71億5,598万5,000円に対しまして、決算額は73億2,036万7,267円で、主に水道料金収入で、全体で1億6,438万2,267円の増となりました。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用は、予算額61億6,865万7,000円に対しまして、決算額60億8,265万4,811円で、第1項営業費用の主な費用は、県営水道の受水費、減価償却費、維持修繕費、職員給与費などでございます。

また、第2項営業外費用は、主に借入企業債の支払利息と消費税納付額で、第3項特別損失は、破産更生債権に係る貸倒引当金繰入額でございます。

なお、不用額といたしましては、全体で8,600万2,189円を生じました。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。

（2）資本的収入及び支出のうち、収入でございます。

第1款資本的収入は、繰越額に係る財源充当額を含めた予算額12億6,841万3,880円に対しまして、決算額は10億8,315万3,967円で、主に第1項の県補助金、第

2項の工事負担金、1行飛びまして、第4項の投資有価証券満期に伴う売却代金などで、予算に比べ、全体で1億8,525万9,913円の減となっております。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出は、繰越額を含めた予算額37億3,253万9,200円で、主に第1項建設改良費で行いました第1次水道施設整備計画に基づく耐震化事業や老朽管更新事業、第2項企業債償還金などで、建設改良費において翌年度への繰越額が3億2,553万7,300円でございますので、これを差し引いた4億5,793万37円が不用額となりました。

また、欄外の記述は、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する部分の補てん説明でございます。括弧書きの建設改良費のうち、賞与引当金取崩額1,715万7,000円及び法定福利費引当金取崩額293万9,000円を財源とする2,009万6,000円並びに投資1億円を除いた資本的収支の不足額17億4,582万1,896円は、減債積立金5,000万円、建設改良積立金13億2,200万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億1,086万6,448円及び過年度分損益勘定留保資金2億6,295万5,448円で補てんし、投資の1億円は退職給付引当金見合いの資金1億円で補てんをいたしました。

次に、6ページをお願いいたします。

こちらは平成28年度損益計算書で、消費税抜きとなっております。

1の営業収益は、主に水道料金収入であります給水収益で、2の営業費用は、主に（1）の原水及び浄水費に含まれております県水受水費、同じく（1）の原水及び浄水費から（3）の総係費に含まれております維持修繕費、職員給与費、委託料などや（6）の減価償却費で、これらに3の営業外収益と4の営業外費用を差し引いた経常利益は10億9,728万1,766円となり、これから5の特別利益と6の特別損失を差し引きした当年度純利益は11億2,430万6,709円となりました。また、前年度繰越利益剰余金2億2,490万2,055円と平成28年度に使用した減債積立金及び建設改良積立金の取り崩しにより生じたその他未処分利益剰余金変動額13億7,200万円を合わせました当年度未処分利益剰余金は27億2,120万8,764円となっております。

次に、8ページ、9ページは、剰余金計算書でございます。

表の上から7行目の処分後残高欄、ここでは、平成27年度までの資本金と剰余金の状況で、8行目の当年度変動額の欄が平成28年度の増減の状況を示しております。

平成28年度の剰余金の増減でございますが、右から3列目の未処分利益剰余金欄をごらんください。上から9行目の減債積立金5,000万円、その下の行の建設改良積立金の取崩

額 13 億 2,200 万円並びにその下の行の当年度純利益分 11 億 2,430 万 6,709 円を合わせた、上から 8 行目になりますが、24 億 9,630 万 6,709 円が本年度の増加額として計上されております。

なお、表の一番下の行にあります当年度末残高のそれぞれの額は、13 ページにあります貸借対照表の資本の部の各項目の額と同じでございます。

次に、10 ページは、平成 28 年度剰余金処分計算書（案）でございます。

表の 1 行目、一番右列にあります未処分利益剰余金の当年度末残高 27 億 2,120 万 8,764 円を、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決をいただきまして、上から 3 行目の減債積立金に 1,500 万円、今後の施設整備更新事業等の財源として、その下の行の建設改良積立金に 2 億 7,500 万円をそれぞれ積み立てし、平成 28 年度に使用した減債積立金、建設改良積立金の取り崩しにより生じた、次の行にあります 22 億 43 万 1,987 円を資本金へ組み入れし、残額 2 億 3,077 万 6,777 円を繰越利益剰余金とするものでございます。

次に、11 ページから 13 ページは、貸借対照表でございます。

平成 29 年 3 月 31 日現在における企業団が保有する固定資産、流動資産を合わせた資産合計と、その取得の源泉となります負債・資本合計は、それぞれ同額の 520 億 4,071 万 1,113 円となっております。

14 ページ、15 ページは、決算書類の作成に当たり採用した会計処理の基準及び手続を示した注記表となっております。

17 ページ以降は、決算附属書類、財務諸表附属書類でございます。

以上で、平成 28 年度愛知中部水道企業団会計利益処分及び決算の認定についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐野尚人議員） 説明は終わりました。

続いて、議案第 6 号に対し、代表監査委員より、決算審査の報告及び経営健全化審査の報告を求めます。

都築良直代表監査委員。

○代表監査委員（都築良直君） 監査委員の都築でございます。よろしくお願いいたします。

議長よりご指名がございましたので、監査委員を代表いたしまして、平成 28 年度決算審査の結果についてご報告申し上げます。

平成 28 年度愛知中部水道企業団会計決算につきましては、企業長から提出されました決

算報告書及び財務諸表に基づき、去る6月30日、水谷監査委員とともに審査を実施いたしました。

審査に当たりましては、企業長から提出のありました決算報告書及び財務諸表が水道事業の財政状態及び経営成績を明瞭かつ適正に表示されているか否かを検証することに留意して関係職員の説明を聴取し、決算計数の正確性、予算の執行状況の適否等につきまして審査いたしました。

その結果につきまして申し上げますと、決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業法及びその他の関連法令に準拠して作成されており、計数は正確であり、水道事業の財政状態及び経営成績は適正に表示されているものと認められました。

平成28年度本企業団会計決算に係る審査内容の詳細につきましては、決算審査意見書にまとめ、企業長に提出し、皆様にも事前に配付されておりますので、ご精読いただきたいと思います。

この場におきまして、本企業団水道事業会計の現状と監査委員としての意見を若干申し述べ、報告とさせていただきます。

平成28年度本企業団会計決算における経営成績を申し上げますと、収入面においては、給水人口の増加や、1年を通じて好天に恵まれ1人1日当たりの使用水量が増加したことにより、予算に対して給水収益が増加しております。また、支出面におきましても、費用全般が減少したことにより、結果として前年度を上回る11億2,430万6,709円の当期純利益を計上することができ、前年度に比べ、5,394万6,715円の増収となっております。

次に、財政状態について申し上げますと、本年度の投資活動の結果、正味運転資本が前年度と比べ約4億5,525万円増加し、資本的収支不足額は損益勘定留保資金等で全額賄われており、経営分析の財務比率においても良好な数値を示していることから、現時点では財政状態は安定しているものと言えますが、水道施設の耐震化や老朽化した配水施設の更新などを計画的に推進していくために策定されました第1次水道施設整備計画を着実に実施していくには多額の資金が必要となります。このため、今後の水道事業運営に際しては、さらに徹底した経費の節減と効率的な事務事業の運営を行い、財政基盤の強化を図り、将来にわたる健全経営と施設整備の効果的な推進の両立が望まれるところであります。

水道は、人々の暮らしを支える最も重要なライフラインであります。今後も、災害に強い、信頼される水道の実現と地域住民の福祉の向上のため、いつでもどこでも安定して供給でき

る水道を確保するとともに、企業性の発揮が図られるよう望みます。

また、水源環境保全事業の推進を図る目的で水道水源環境保全基金を積み立てていますが、この基金を活用した「水源の森」森林整備協定に基づく造林事業も順調に行われております。今後においても、基金の目的に従って、確実かつ効率的に活用されることを望みます。決算審査の報告といたします。

続きまして、平成28年度水道事業会計経営健全化審査につきましてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、企業長から提出されました平成28年度の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に行われているか否かを主眼に審査いたしました。

その結果につきまして申し上げますと、いずれも適正に行われており、健全な経営状態であることを認めましたので、ご報告申し上げます。

審査の内容につきましては、経営健全化審査意見書にまとめ、企業長に提出し、皆様に事前に配付されておりますので、ご精読いただきたいと思います。

以上をもちまして、監査委員を代表いたしまして、決算審査及び経営健全化審査の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐野尚人議員） 以上で報告を終わります。

これより質疑に入ります。

議案第6号について質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。

12番、林 みすず議員。

○12番（林 みすず議員） 12番、林 みすずです。

それでは、質問通告に基づきまして質問をさせていただきます。

1、貸借対照表について、2、供給単価と給水原価についてお伺いいたします。

まず、貸借対照表の固定資産の部門で、建設仮勘定年度末残高4億45万円とあります。平成29年度に固定資産へ振りかえる予定額は幾らでしょうか。また、経理上の数値と工事部門の出来高の数値の検証はどのように行っているのでしょうか。

電話加入権145万3,002円。1年以上にわたり遊休状態にある回線はありますか。近年は簿価と時価の差額を減損する時価会計を行う例も多いとお聞きいたしますが、時価会計を行っているのでしょうか。

2、供給単価が給水原価を上回り利益増となっておりますが、その要因は何でしょうか。その利益を市町民へ還元する検討は行っておられるのでしょうか。

以上です。

○議長（佐野尚人議員） 林議員の質疑に対する答弁者、小島総務部長。

○総務部長（小島千明君） 総務部長の小島です。

ご質問の２項目につきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

初めに、１項目めの貸借対照表についての１点目、建設仮勘定４億４５万円でございますが、これは現在建設途中のものでございまして、主に区画整理や下水道、道路整備事業に同調した配水管布設工事などにおきまして、同調事業の工程などによりまして事業が未完了となっている部分を出来高で計上しているものでございます。

なお、平成２９年度に固定資産へ振りかえる予定額といたしましては、平成２９年度中の事業完了を予定しております約２億６、６００万円ほどを予定しております。それに、工事費、人件費、その他事務費をあわせまして、該当する固定資産に振りかえをさせていただく予定でございます。

また、経理上の数値と工事部門の出来高の検証はどのように行っているかでございますが、施工者からの出来高の報告書に基づきまして、書類検査と現地での実地検査により出来高金額を確定し、決算額としております。

次に、１項目、２点目の電話加入権１４５万３、００２円のうち、遊休状態にある回線はないかについてでございますが、現在、全ての電話回線等について使用している状態でありまして、遊休状態にある回線はございません。

また、時価会計を行っているかについてでございますが、電話加入権は非償却資産として認識しておりますし、遊休状態の回線もないことを踏まえまして、評価がえ等時価会計は行っておりません。

続きまして、２項目めの供給単価が給水原価を上回り利益増となっているが、その要因でございますが、供給単価は１７６．８２円に対しまして、給水原価は１５０．５３円で、差し引き２６．２９円の差額が生じております。これは、平成２６年度の公営企業会計制度の変更に伴いまして、給水原価から長期前受金戻入という見かけの収益を控除したものを公表するようにという総務省通達を踏まえて算出したものであるため、実質的な利益増ではございません。

次に、２点目の利益を市町民へ還元する検討はでございますが、平成２５年度の料金値下げ以降においても、発生した利益は企業債の償還や施設整備の財源として使用しております。今後におきましても管路の耐震化等に多額の費用が見込まれることから、現行料金を可能な

限り維持しつつ、発生する利益を財源として、より一層の施設整備の推進を図ることが、お客様への利益の還元と考えております。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） 再質問はありますか。

林議員。

○12番（林 みすず議員） まず、建設仮勘定で4億円のうち、29年度は2億円、約2分の1ですが、事前にお聞きしたところ、しばしば工事がおくれて残る場合もあるというふうにお聞きをいたしました。この建設仮勘定で残る主な要因は何でしょうか。また、その要因を解消するための努力はどのようにされているのでしょうか。

電話加入権ですが、この加入権について、数十年も前に取得されたということで、帳票等が残っていないというふうにお聞きをいたしました。加入権に該当する番号の突き合わせ等も行っていないとのことなんですが、ぜひNTTに問い合わせをしていただいて、債権の明細を把握していただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

それから、電話加入権のように、相手方が必ず存在をし、双方の残高が一致して確定をする勘定科目、いわゆる仮勘定科目というのがあるんですが、例えば前払い金とか未払い金、預かり金などですが、そういった科目も全て、帳票、相手方と一致していると考えてもよろしいでしょうか。

あと、供給単価と給水原価の件なんですが、制度変更で長期前受金ですが、これは原価で控除するか、最終的に事業外のところで収入になるかの違いであると思います。そして、ちょっと調べてみたんですが、水道料金が他市と比べて、使用量が少ない単身者にとって高いとよくお聞きをするんですけれども、そこで料金体系を調べてみたんですが、お隣の名古屋市と比べて、10立米で、本市で2,170円、名古屋市で1,350円、引きますと820円の差があります。基本料金を含めると、本市は3,898円、名古屋市は2,700円で、1,198円高くなります。年間にすると約1万5,000円以上となります。

平成25年に一旦値下げをされていますが、財務状況も収益状況もよいというふうにご報告を受けましたので、再度還元を検討ができないか伺います。

○議長（佐野尚人議員） 林議員の再質疑に対する答弁者、小島総務部長。

○総務部長（小島千明君） まず、再質問の1点目の建設仮勘定についてお答えさせていただきます。

まず、建設仮勘定の残る部分でございますが、工事が完了した部分につきましては、翌年

度、当該固定資産に振りかえるわけですが、残る部分の主なものとしたしましては、現在、第1次水道整備計画、大変大きな工事をしておりまして、その委託をかけて工事をしております。したがって、その本工事が終わらない委託につきましては、そのまま建設仮勘定に残しておくのが主なものでございます。

ですので、残る努力といえますか、それにつきましては、工事をなるべく早く完了して、営業資産に振りかえて、減価償却を発生させるという努力をしてまいりたいと考えております。

続きまして、電話加入権の件でございますが、電話加入権、固定電話ですとか、また、配水場間の遠方監視用の通信設備などが含まれておりまして、企業団設立時に市町から引き継いだもの、また、そういった施設を建設するときに工事費を含んだ一式計上などがありまして、議員のご指摘どおり、台帳上の内訳といたしましては決して十分なものではございませんので、議員のご指摘も踏まえまして、今後は内訳の整備に努めてまいりたいと考えております。

それから、3点目の未払い金ですとか未収金などの整理勘定の残高の件でございますが、本企業団は公営企業会計でございまして、3月31日現在で出納閉鎖を行います。それ以降にいただいた請求書ですとか調定、起こしたものにつきましては、全て未払い金ですとか未収金に計上して決算書に整理しておりますので、その証拠書類に基づいて決算を起こしております。

続きまして、供給単価、それから給水原価、料金改定の値下げについてでございますが、議員ご指摘の名古屋市との比較でございますが、名古屋市と当企業団では歴史的なものも違いますし、どちらかというと名古屋市のほうは大口需要者に料金が高く、また、少量使用者に料金が低いというような状況も聞いております。

大口需要者に料金を高くするという、例えば施策をといたしましては、現在、大口需要者の水需要の動向につきましては、井戸水に変換していくというのが昨今のトレンドとなっておりますので、引き続き少量使用者ですとか、また、大口需要者の需要実態も踏まえて、料金体系も含めて、今後研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） これにて、12番、林 みすず議員の質疑を終わります。

続きまして、2番、後藤 学議員。

○2番（後藤 学議員） 議案第6号 平成28年度愛知中部水道企業団会計利益処分及び決

算の認定について質問をさせていただきます。企業団の決算は初めてですので初歩的な質問ばかりが並んでおりますが、勉強のため、ご回答をよろしくお願いいたします。

まず、1点目ですが、決算書の19ページ以降に工事について掲載されておりますけれども、指名・一般競争入札の金額区分、それぞれの件数、それから総金額、平均落札率、これはどのようになっているのか伺いたいと思います。決算書では1,000万円以上ですが、250万円以上を含めてお願いできるとありがたいです。

それから、2点目、説明書4ページの県営水道の受水費22億8,670万円について伺います。

県水の購入単価は、承認基本給水量に基づく基本料金と、水の供給量に応じた使用料金の2本立てで決まるということですが、企業団の場合、どのように算定しているのか、ご説明をお願いします。また、売り手優位になりがちというふうに思いますが、単価についての交渉はどのようにしておられるのでしょうか。

それから、3点目、業務状況報告書の1ページを見ますと、総配水量と有収水量に約200万立米の差があります。主な原因は漏水かと思われますが、ほかにも何かあるのでしょうか。また、どんな対策を講じているのかお尋ねいたします。

それから、4点目ですが、説明書の7ページで、配水設備改良事業に約25億円を投じています。そのうち、耐震化7億4,000万円、老朽管更新6億5,000万円の内容をもうちょっと詳しくご説明いただけるとありがたいです。それから、病院とか学校等までの耐震化の進捗状況、見通しはどのようになっているか、お願いします。

それから、最後、5点目ですが、損益計算書に職員給与費5億6,000万円が計上されておりますが、人件費の総額はどのように、共済費なども含めてはどこに示されているのか教えていただきたいと思います。それから、ラスパイレス指数は算出されていないというふうに聞いておりますが、構成市町との給与水準の比較、そういったことはどのようにされておられるのでしょうか。

以上、ちょっと項目が多くて申しわけありませんが、よろしくお願いいたします。

○議長（佐野尚人議員） 後藤議員の質疑に対する答弁者、小島総務部長。

○総務部長（小島千明君） 総務部長の小島です。

ご質問の5点についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、1点目の工事におけます入札区分ごとの件数、金額、落札率についてでございます。本企业団の工事の入札方法につきましては、設計金額2,000万円未満が指名競争入札、

そして2,000万円以上が一般競争入札として実施しております。

平成28年度の入札の実施状況でございますが、工事全体で申し上げますと75件ございました。そのうち、指名競争入札は30件で、総金額2億628万4,320円、平均落札率は89.61%でございます。また、一般競争入札は45件で、総金額で16億4,201万3,640円、平均落札率は87.56%ございました。

続きまして、2点目の県営水道の購入単価についてでございます。

県営水道の料金は、県条例によりまして、県との契約水量に応じて算定される基本料金と受水量に応じて算定される使用料金により構成されております。県営水道の受水費22億8,670万円のうち、基本料金が12億5,497万円、使用料金が8億6,234万円、そして消費税が1億6,939万円という内訳になっております。

まず、基本料金でございますが、平成28年度の県との契約水量であります承認基本給水量9万9,700立方メートルに単価を乗じて計算するわけでございますが、このうち、平成27年度末の給水人口31万5,394人に200リットルを乗じて、さらに、そこに平成27年度の県水の依存率96.1%を乗じて算出される6万619立方メートルの部分を日常生活に不可欠な水量に相当する分として、これを基本水量といたしますが、これに1万800円の単価を乗じます。それから、9万9,700立方メートルからその基本水量を差し引いた残りの部分、3万9,081立方メートルには、少し高い単価でございますが、1万5,360円の単価を乗じて算出されるものでございます。

また、使用料金は、受水量に対し1立方メートル当たり26円の単価を乗じて料金が決定されます。

なお、単価の交渉でございますが、これまで、愛知県企業庁と各受水団体のブロックごとの意見交換会、また、県主催の料金制度勉強会などの場を通じまして、機会あるごとに料金制度に関する意見交換や要望などを行ってきまして、今後におきましても引き続き実施してまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の総配水量、有収水量の差、200万立方メートルの内容でございますが、200万立方メートルのうち、漏水などの水量が118万立方メートル、それから、メータ不感水量、これは、水道メータの精度上、計測ができないために料金徴収の対象とならない水量のことをいいますが、これが約65万立方メートル、それから、工事で布設した水道管、これ、供用開始前に内面を洗浄するための洗浄用水量、こちらが11万立方メートルなどでございます。

また、一番大きい漏水対策でございますが、毎年度、漏水調査業務委託を発注いたしまして、この調査結果に基づきまして早期に漏水を発見し修理を行うことにより、漏水量を減らすための対策を講じております。

続きまして、4点目の耐震化、それから老朽管更新の内容についてご説明をさせていただきます。

初めに、耐震化7億4,000万円の主な事業といたしましては、配水場と配水場を結ぶ送水管、主なところで申し上げますと、みよし市内の高嶺配水場と東山配水場を結ぶ送水管をはじめとして計10件、距離にいたしまして3,595メートルを、約5億1,600万円を投じて実施しております。

それから、応急給水拠点となる小中学校へ至る管路の耐震化でございますが、28年度は長久手北中学校、東郷小学校、みよし南部小学校の3件、1,456メートルを約1億3,500万円にて実施したところでございます。

また、老朽管更新6億5,000万円でございますが、漏水多発路線の更新工事といたしまして、主な場所といたしましては豊明市二村台地区をはじめ25件、7,602メートルを行っております。

なお、病院、学校等までの耐震化の進捗状況でございますが、平成32年度までの計画に盛り込んでおります藤田保健衛生大学、愛知医科大学、みよし市民病院の3つの病院は全て完了しておりまして、学校等につきましては計画15カ所のうち9カ所が完了し、残りの部分につきましても平成32年度までの完了を目指しております。

最後に、5点目でございますが、資本的収支を含めた人件費総額でございます。

決算書においては収益的収支の職員給与費のみとなり、人件費の総額の記載はございませんが、総額で8億4,000万円ほどとなります。

また、給与水準の比較でございますが、地方公務員法の規定に基づきまして毎年度公表しております人事行政の運営状況の公表が、地方公共団体共通の比較手法の1つと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） 後藤議員。

○2番（後藤 学議員） ご丁寧の説明をありがとうございました。

二、三、再質問をしたいと思います。1つは、県水の購入単価が、これ、説明書のページ5、6あたりで費用を購入した量で割ると69円、およそ70円ぐらいかなというふうに

と思いますが、全国的に見てこの単価というのはどのくらいの水準なのかということをお教えしていただきたいと思っています。

それから、3番目の配水量と有収水量の差のところですが、約120万立米近い漏水があるわけで、これ、金額で換算すると2億円くらいになります。財政的に余裕もあるわけですので、漏水の調査とか、あるいは老朽管の更新、こういったところにももう少し力を入れることはできないのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

それから、4番目の耐震化のところですが、避難所のほうにはこの耐震化を優先して進めているということをお聞きいたしましたけれども、避難所というのは学校等だけではなくて、例えばコミュニティセンターとか、最近では福祉避難所ということも言われまして、福祉施設なども避難所に指定されることがあるわけですが、そういったところへの耐震化、これはどのようになっているのでしょうか。

それから、最後に、5番目の職員給与のところですが、ホームページで公表されております給与実態を見てみました。それで、ちょっと驚いたんですが、給料表の5級、5級というのは一般的に係長相当職が格付される等級なんですが、この5級のところから上を見てみますと、5级以上、要するに係長相当職以上の割合が、5市町平均ですと33%、33%が中間管理職あるいは管理職ということなんですが、企業団では62%ということで、圧倒的な数字の差が出ていて驚いたわけですが、これは何か理由があるのでしょうか。

それから、ラスパイレス指数というのは非常に簡単に計算ができますので、企業団は計算あるいは公表の義務はないかもしれませんが、そういったラスパイレス指数の計算をしてみると、そういうお考えはないのでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（佐野尚人議員） 後藤議員の再質疑に対する答弁者、小島総務部長。

○総務部長（小島千明君） まず、再質問1点目の県営水道の単価の水準でございますが、愛知県営水道の全国的な水準でございますが、愛知県営水道のような用水供給、いわゆる卸売の水道事業者は全国で67団体ございます。平成27年度の実績で、総務省が公表しております決算データをもとに、料金の平均単価をあらわす供給単価を計算して調査しましたところ、愛知県は69.46円ということで、低いほうから数えて16番目の水準でございました。

続きまして、2点目の漏水対策についてでございますが、先ほど老朽管更新のほうでも申し上げましたが、老朽管更新につきましても計画的に実施しておりますが、老朽管の更新につきましては、他の工事で発生する請負残高も活用いたしまして、なるべく事業を前押しし

ながら実施をしているところでございます。

それから、3点目になりますが、福祉避難所への管の耐震化についてでございます。

本企業団の耐震化事業の考え方でございますが、平成32年までの第1次水道整備計画に盛り込んでおります整備計画によりますと、配水場間を融通する基幹管路、それから、災害時において拠点となる市町指定の避難所や病院、さらには、便益の判定といたしまして、補助金の適用の可否も踏まえて計画に盛り込んでおります。

なお、福祉避難所につきましては、次期の計画に向けまして今後情報収集に努め、検討課題としてまいりたいと考えております。

続きまして、人件費の関係でございます。

5級以上につきましては、他の市町と当企業団につきましては、職員の規模ですとか職種、年齢構成などが非常にいびつでございますので、今後、ラスパイレス指数も含めて、比較検討の手法について調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） 答弁漏れ。

○2番（後藤 学議員） はい、ラスパイレス指数をお試しにつくってみるということはどうかということをお尋ねしたんですけど。

○総務部長（小島千明君） も含めて、今後研究してまいりたいと考えております。

○議長（佐野尚人議員） これにて、2番、後藤 学議員の質疑を終わります。

以上をもちまして、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐野尚人議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐野尚人議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐野尚人議員） 起立全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

本会議において議決されました事項については、会議規則第39条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐野尚人議員） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

◎企業長あいさつ

○議長（佐野尚人議員） それでは、企業長よりご挨拶をお願いいたします。

小浮正典企業長。

○企業長（小浮正典君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日、提出しました議案につきまして、慎重なるご審議をいただき、原案どおりご議決をいただき、まことにありがとうございました。厚くお礼申し上げます。

先ほど都築代表監査委員より、本決算につきまして、経営成績は良好で財政状態は安定しているとのこと意見をいただいたところでございますが、今後においても財政基盤の強化を図り、将来にわたる健全経営と施設整備の効果的な推進の両立をとの要望もあわせていただきました。

本企業団の使命は、安全で安心な水道水を安定して供給することであり、この使命を果たすための取り組みを着実に推進してまいりますので、皆様方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、この夏も、昨年に増して格別な暑さが予想されております。議員各位におかれましては、季節柄何かとご多忙とは存じますが、くれぐれもご自愛いただき、一層のご活躍をお祈り申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○議長（佐野尚人議員） ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（佐野尚人議員） これをもちまして、平成29年第2回愛知中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

(午後 3時46分)

上記会議録の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成29年 7月 26日

議 長 佐 野 尚 人

署 名 議 員 青 山 耕 三

署 名 議 員 加 藤 宏 明